平成１９年（フ）第１７４号
岩手県花巻市上町５番29号
破産者　合名会社梅津興産
1　決定年月日　平成22年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２０年（フ）第６８５号
茨城県東茨城郡大洗町五反田498番地
破産者　株式会社ツルタ
1　決定年月日　平成22年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２０年（フ）第７１４号
埼玉県草加市谷塚町269番地７第二ビラ畑野103号
破産者　株式会社メイゲン
1　決定年月日　平成22年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第９９３号
静岡県藤枝市上藪田115番地の50
破産者　有限会社スルガ
1　決定年月日　平成22年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１５８号
三重県亀山市和田町387番地の３
破産者　有限会社桜井石油
1　決定年月日　平成22年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２２５号
三重県津市住吉町４番７号
破産者　有限会社ヨシオカ建設
1　決定年月日　平成22年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２２６号
三重県津市高野尾町3080番地68
破産者　吉岡　信行
1　決定年月日　平成22年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１１５９号
京都市南区吉祥院砂ノ町41番地
破産者　株式会社堅牢防水化学
1　決定年月日　平成22年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２５００号
京都市右京区山ノ内御堂殿町20番地401
破産者　有限会社タキオン
1　決定年月日　平成22年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第３２号
福岡県三潴郡大木町大字三八松784番地３
破産者　株式会社ビーエスケイ
1　決定年月日　平成22年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２０年（フ）第２３０４６号
東京都東村山市栄町２丁目21番地26
破産者　武陽建設株式会社
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５３４１号
群馬県高崎市連雀町12―１―803
破産者　寺久保まり子
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１００８７号
東京都豊島区巣鴨１丁目４番６号
破産者　有限会社メディアリンク
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２６０２号
東京都大田区北馬込１丁目15番１―106号
破産者　医療法人社団祥潤会
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３９２４号
東京都世田谷区北烏山７丁目30―25―103
破産者　菊池　重則
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５５９０号
東京都千代田区岩本町２丁目10番２号　神田ウサミビル
破産者　株式会社アールシーエス・アクティブ
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５５９１号
東京都荒川区西日暮里１丁目57―７―６、開始決定時の住所東京都荒川区西日暮里５丁目36―９―601
破産者　堤　　貞夫
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６２２８号
東京都大田区西六郷２丁目５―８―101
破産者　小池　俊行
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６２７０号
埼玉県所沢市東所沢和田１丁目44―２、住民票上の住所埼玉県和光市白子３丁目14―２―305
破産者　芳賀　　正
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６７９５号
愛知県名古屋市名東区平和が丘３丁目67―301
破産者　百武　裕明
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６７９６号
香川県高松市観光通２―７―23　プレステ98―305、住民票上の住所香川県高松市木太町2692―７
破産者　百武　美佳
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６９９５号
福岡県飯塚市相田75―２
破産者　嶋田　圭子
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部